

## 平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第 3 外部監査の結果

#### II 各論

#### II - 8. 公益財団法人千葉市教育振興財団及び生涯学習振興課に係る外部監査の結果

#### 4. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について

##### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 理事職と事務職の兼務等について【教育振興財団】（報告書 P245）</p> <p>事務局長の休暇や欠勤、時間外勤務等の決裁事項について、専決者は常務理事とされているものの、常務理事は事務局長との兼務となっていることから、自己決裁を容認する状況となっていた。財団によれば、事務局長である常務理事が休暇等を取得する場合には理事長の承認を得ているということであったが、実際の運用が決裁規程と異なるのであれば、決裁者を理事長にする等の見直しを図られたい。</p>	<p>常務理事と事務局長の兼務については、実際の運用のとおり、休暇等の承認は、理事長が行うこととし、教育振興財団の決裁規程を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行した。</p>